三パーセント以上六パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満
○パーセント以上一・一三パーセント未満	○パーセント以上一パーセント未満
○パーセント以上一・五パーセント未満	○パーセント以上一・三八パーセント未満

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第二号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「国債整理基金特別会計へ繰入」の次に「融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入」を加える。

別表第五貸方科目の項中「国債整理基金特別会計へ繰入」の次に「融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入」を加える。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行し、この命令による改正後のエネルギー対策特別会計事務取扱規則の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

○内閣府、財務省令第二号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号目次記載上の注意6中「以下この6」を「以下6」に改める。

別紙様式第一号第1の6を次のように改める。

6　自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、為替換算調整勘定の額				
うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるもの				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額　(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				